

杉並区地域公共交通計画の策定に向けた取組について

区はこれまで、南北バスの運行や住宅街の公道を利用した自動運転車の実証実験を実施するなど、地域公共交通の課題解決や区民の利便性の向上に向けて取り組んできた。

そのような中、地域が自ら交通施策を立案し実施することの重要性が高まっていることを背景として、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「法」という。）の改正を受け、区民の安全・安心で利便性の高い移動環境の創出に向けて、地域公共交通のあるべき姿を明らかにすることを目的として、以下のとおり「杉並区地域公共交通計画」（以下「計画」という。）の策定を行うこととしたので、報告します。

1 策定の方針等

(1) 策定方針

- ・地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針を定める。
- ・計画の対象区域、目標及び計画期間を定める。
- ・計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項を定める。
- ・計画の達成状況の評価に関する事項を定める。

(2) 計画の位置付け

法第5条第1項に基づく地域公共交通計画として、区内公共交通に係るマスタープランに位置付ける。

(3) 計画期間

計画の始期は令和5年度、終期については新たな総合計画との整合性を図るため、令和12年度とする。

ただし、地域公共交通を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

2 策定に向けた進め方

公共交通事業者や地域公共交通の利用者等を構成員として、法第6条に基づく協議会（「(仮称)杉並区地域公共交通活性化協議会」（以下「協議会」という。））を附属機関として設置する。

3 今後のスケジュール（予定）

| | | |
|------|-----|------------------------------|
| 令和3年 | 9月 | 公募型プロポーザル方式により計画策定のための事業者を選定 |
| | 12月 | 第四回区議会定例会に協議会設置条例案を提出 |
| 令和4年 | 12月 | 計画案作成、都市環境委員会へ報告 |
| 令和5年 | 1月 | 区民等の意見提出手続の実施 |
| | 3月 | 計画策定、都市環境委員会へ報告 |

2040年、道路の景色が変わる ～人々の幸せにつながる道路～

◆意義・目的

災害や気候変動
インフラ老朽化

人口減少社会

デジタルトランス
フォーメーション
(DX)

ポストコロナの
新しい生活様式

道路政策を通じて実現を目指す2040年の日本社会の姿と
政策の方向性を提案するビジョンを策定

◆基本的な考え方

- 「SDGs」や「Society5.0」は「人間中心の社会」の実現を目標
➡ 道路政策の原点は「人々の幸せの実現」
- 移動の効率性、安全性、環境負荷等の社会的課題
➡ デジタル技術をフル活用して道路を「進化」させ課題解決
- 道路は古来、子供が遊び、井戸端会議を行う等の人々の交流の場
➡ 道路にコミュニケーション空間としての機能を「回帰」

<関係する主なSDGs>



◆道路の景色が変わる ～5つの将来像～

①通勤・帰宅ラッシュが消滅

- ・テレワークの普及により通勤等の義務的な移動が激減
- ・居住地から職場までの距離の制約が消滅し、地方への移住・居住が増加

②公園のような道路に人が溢れる

- ・旅行、散歩など楽しむ移動や滞在が増加
- ・道路がアメニティ空間としてポテンシャルを発揮

③人・モノの移動が自動化・無人化

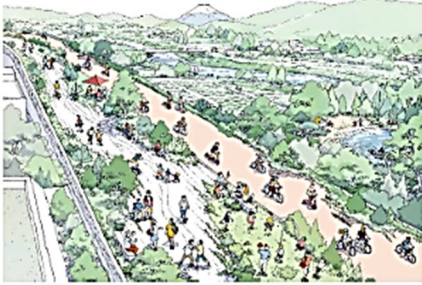
- ・自動運転サービスの普及によりマイカー所有のライフスタイルが過去のものに
- ・eコマースの浸透により、物流の小口配送が増加し、無人物流も普及

④店舗(サービス)の移動でまちが時々刻々と変化

- ・飲食店やスーパーが顧客の求めに応じて移動し、道路の路側で営業
- ・中山間地では、道の駅と移動小型店舗が住民に生活サービスを提供

⑤「被災する道路」から「救援する道路」に

- ・災害モードの道路ネットワークが交通・通信・電力を途絶することなく確保し、人命救助と被災地復旧を支援



公園のような道路



マイカーを持たなくても便利に安心して移動できるモビリティサービス



店舗(サービス)の移動

MaaS(マース:Mobility as a Service)とは

国土交通省 HP より引用

